

市税の軽減措置チェックシート

(1) 軽減措置の内容

担当	福祉局高齢者施策部いきがい課
概要	大阪州市税条例施行規則第4条第1項第4号について、継続して減免措置を必要とするもの
目的	高齢者の方をはじめとした地域の自主活動の場として提供される老人憩の家について、老人憩の家各運営委員会が使用する建物に対し軽減措置を講じることにより、高齢者の心身の健康増進が図られ、生きがいつくりや社会参加の支援が促進される。
税目	固定資産税・都市計画税
軽減対象	地域の老人に対し活動の場を提供することを目的として当該地域の老人クラブ又は社会福祉協議会が設置し経営する施設において、その本来の用に供する固定資産
軽減割合	免除
軽減期間	1年間(令和2年度まで)
減収見込額	54,155千円(令和2年度)
導入経費 (別途予算要求有)	なし

(2) 直近の見直し状況

見直した時期	平成28年度
内 容	継続

(3) 効果の検証

効果測定方法	軽減対象施設の運用
達成状況	平成25年度以降運営補助金の見直しにより地域の負担は増加しており、固定資産税の軽減措置が廃止されれば、地域や高齢者の負担はさらに増え、運営を断念する地域が多数発生し、地域における高齢者の活動拠点が失われることが懸念される中、これまで固定資産税の軽減措置を適用することで、高齢者の自主活動の場を身近な地域に確保できていた。

効果の評価		理由
十分効果をあげている	☒	固定資産税が減免されることにより、高齢者をはじめとした地域の自主活動の場を身近な地域に確保でき、生きがいつくりや社会参加を促進することができるほか、認知症予防や介護予防の支援にもつながっている。また、各運営委員会は地域所有の建物を老人憩の家として提供するとともに、その管理運営も担うことで本市施策へ協力していることから、十分効果をあげている。
一定の効果をあげている	☐	
効果に疑問がある	☐	
その他	☐	

(4)確認項目

基本的視点		適	不適	説明
1	法律との整合性	■	☐	前回の見直し時点から、各区において定めている老人憩の家設置運営基準に変更がないため問題ない。
2	公益上の必要性	■	☐	高齢者を中心とする地域住民の自主的な活動の場を提供している。 各運営委員会は地域所有の建物を老人憩の家として提供するとともに、その管理運営も担うことで本市高齢者施策へ協力していることから、負担軽減をすることが相当である。
3	実務上の妥当性	■	☐	前回の見直し時点から、取扱いに変更がないため問題ない。
4	対象を定める期間の妥当性	■	☐	既に対象は限定済みである。
5	軽減期間の妥当性	■	☐	「7 他の施策との関係」に記載のとおり、令和2年4月に老人憩の家は地域集会施設に集約することから、軽減期間を1年間としており、妥当である。
6	手段の妥当性	■	☐	固定資産税を課税したうえで補助金等による財政支援を行うことは、施設目的が同じであるにもかかわらず立地により課税額が異なるなど地域の理解が得にくいことや高齢者で組織する運営委員会に事務手続が負担となることに加えて、平成25年度以降運営補助金を見直してきた経過(補助率を1/2に)を踏まえると固定資産税の減免による手段が妥当である。
7	他の施策との関係	■	☐	減免措置以外の財政支援として、運営補助金を交付(概ね29万円程度。区CM経費選択区12区。)しているが、運営主体の主たる事業は、施設運営そのものであり、施設の保有又は維持にあたって固定資産税の減免は継続して必要である。 また、区長会議において、地域集会施設と老人憩の家の制度の一本化へ向けて議論し、令和2年4月に老人憩の家は地域集会施設に集約する予定。
8	減収見込額の妥当性	■	☐	本市所有の「老人憩の家」との負担の公平の観点から、妥当である。

(5) 今後の方向性

☐ 現行のまま継続	→	見直しの内容	
☐ 見直したうえで継続		見直しの時期	
☒ 廃止する		廃止の理由	地域集会施設(市民局)と老人憩の家の制度は、令和2年4月に一本化を予定しているため、減免措置を1年間継続し、その後廃止とする。
☐ その他		廃止の時期	令和3年度

その他の内容

終期設定	☒ 終期到来により廃止	次回検証年度(予定)
令和 2 年度	☐ 終期到来時に再検討	-

(6) 財政局のコメント(今後の課題等)

老人憩の家は、地域の高齢者の自主活動の場として必要な施設であるが、地域集会施設との制度一本化の実施が令和2年4月に予定されており、実施後は地域活動協議会等の集会所又は倉庫の減免措置の対象となることから、老人憩の家としての減免措置を継続する期間は令和2年度分限りとする。